

平成 2 7 年度実施方針

イノベーション推進部

1. 件 名：

革新的ものづくり産業創出連携促進事業（プロジェクト委託型）

2. 根拠法

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第 1 5 条第 1 項第 2 号及び第 9 号並びに中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律

3. 背景及び目的

我が国の中小企業及び組合等（以下、「中小企業者等」という。）は、特定の技術分野においては、その精度やスピード等の面で他国に比して極めて高度な水準を実現していることから、我が国製造業の国際競争力の重要な源泉の一つとなっている。中小企業者等が担っているこうした技術が、大企業の活動にとっても必要不可欠なものとなっており、今後、一層激しさが増すと予想される国際市場において、我が国製造業が引き続き高い競争優位性を確保するとともに、新たな事業の創出を通じて、安定的かつ持続的な経済成長を達成していくためには、国、公的研究機関及び大学、中小企業者等が一体となり、中長期的な視点に立って、技術開発を行うことが不可欠となっている。

現在の我が国の中小企業者等の状況としては、大企業が参入しないようなニッチマーケットなどにおいてもリスクを取りつつ、機動的に事業化を図るなど、イノベーションの創出への貢献が期待されている。他方で、中小企業者等は特定の優れた技術を有していても、事業化を目指すためには技術のみでは不十分であるという状況もある。

このため、中小企業者等が、優れた技術シーズを有する研究機関から技術等の移転を受けて実用化に向けた研究開発を実施することや、中小企業者等が保有する技術を研究機関の能力を活用して迅速に実用化に結実させることを通じて、中小企業者等が技術力向上や生産方法等の革新等を実現することを促進していくことが重要である。また、こうした連携による技術開発を推進することにより、公的研究機関及び大学の橋渡し機能の強化を図ることも重要である。

なお、海外の取組状況に目を向けると、ドイツでは、ニッチマーケットで極めて高い世界シェアを獲得する地域の中小企業者等が多く存在しており、これらの中小企業者等と、地域の研究機関や、大学等がネットワークを構築し、研究機関等が有する優れた基盤技術を中小企業者等に橋渡しすることによって、グローバル市場で競争優位を発揮できる技術力の獲得や実用化に結びつけている。

以上を踏まえ、革新的ものづくり産業創出連携促進事業（プロジェクト委託型）（以下、「委託型サポイン事業」という。）では、我が国において重要な技術開発分野として、科学技術イノベーション総合戦略（平成 2 6 年 6 月 2 4 日閣議決定）に位置付けられている政策課題を解決するための技術開発課題の中から、中小企業者等の創意によって提案される研究開発を支援することし、その技術を迅速かつ着実に実

用化するために、橋渡し機能を有する公的研究機関及び大学の参画を必須とすることにより、中小企業者等の技術力向上や生産方法等の革新等を実現することをねらいとする。

4. 事業内容

4. 1 事業概要

委託型サポイン事業は、国（中小企業庁）が実施する「革新的ものづくり産業創出連携促進事業～戦略的基盤技術高度化支援事業～」の研究開発・試作品開発のうち、国が指定するテーマ（以下、「特定のテーマ」という。）に合致し、実用化につながる可能性の高い研究開発、試作品開発に対する支援をNEDOが国から委託を受けて行う。

委託型サポイン事業では、特定のテーマについて、中小企業者等が橋渡し研究機関から技術シーズの移転を受けてビジネスにつなげることや、中小企業者等が保有する技術を橋渡し研究機関の能力を活用して迅速かつ着実に実用化することを通じて、中小企業者等の技術力向上や生産方法等の革新や公共調達への参画等を実現することを支援する。加えて、上述のような取り組みをNEDOが支援することで、橋渡し研究機関が積極的にその機能強化に取り組むことを支援する。

なお、実施にあたっては、橋渡し研究機関について要件該当の確認申請と併せて、特定のテーマについて橋渡し研究機関の能力を活用して実用化開発を行う中小企業者等から研究開発・試作品開発に係る課題を同時に公募し、イノベーションの創出に貢献する優れた提案に対し事業を委託する。

4. 2 事業方針

<委託要件>

NEDOへの申請内容については、中小企業ものづくり基盤技術の高度化に関する法律（以下、「法」という。）第3条に基づき経済産業大臣が定める「特定ものづくり基盤技術高度化指針」に沿って策定され、新たに法第4条の認定（法第5条の変更認定を含む。）を受けた特定研究開発等計画（以下、「法認定計画」という。）を基本とした研究開発が前提となるため、委託対象事業者は、申請内容について、公募期間終了までに、主たる研究開発の実施場所を管轄する経済産業局に法認定計画を提出し、法認定を受けなければならない。

加えて、委託対象事業者及び委託対象事業については、以下の要件を満たすものとする。

(1) 委託対象事業者

委託対象事業者は、日本国内で事業を営み、本社を置き、かつ、日本国内で研究開発を行う以下の①～③に該当する者で、少なくとも①と②の2者以上の構成者を有する共同体を構成する必要がある、これら委託対象事業者からe-Radシステムを用いた公募によって研究開発実施者を選定する。

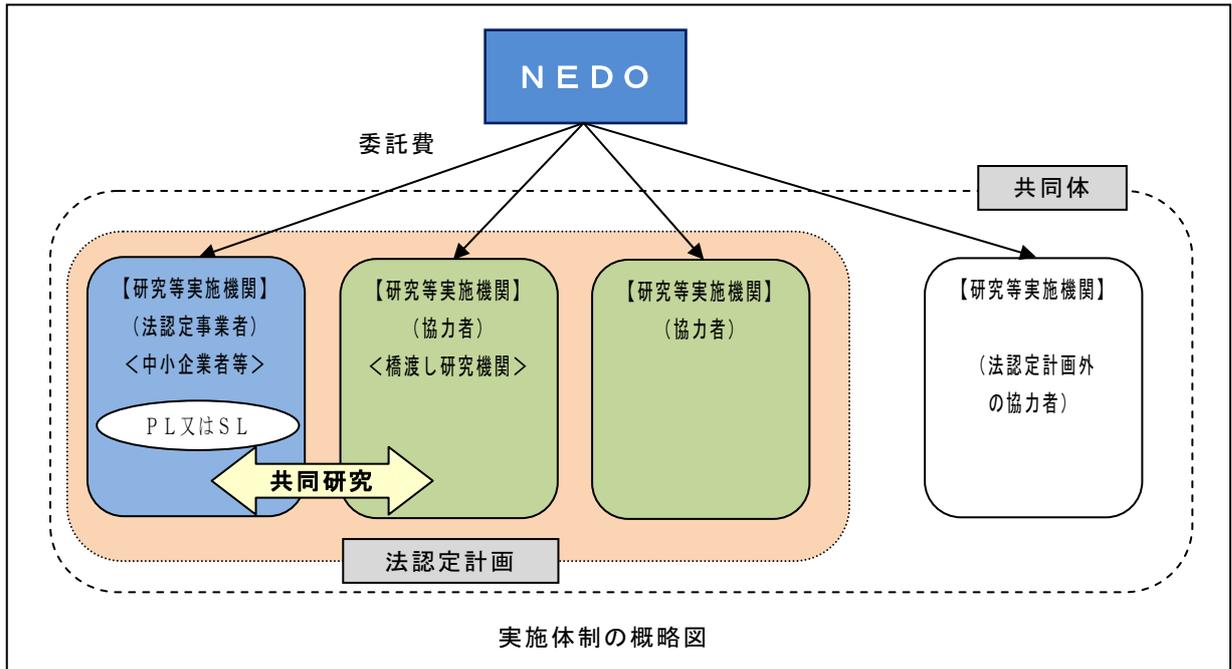
① 「橋渡し研究機関」との共同研究等により実用化開発に取り組む、以下のいずれかの要件を満たす中小企業者等

(中小企業者等の要件)

- ・ 中小企業基本法に定められている資本金基準又は従業員基準のいずれかを満たす中小企業者に該当する法人であって、みなし大企業に該当しないもの。
- ・ 企業組合、協業組合 等

② 橋渡し研究機関

③ その他協力者（研究開発を実施する者に限る。）



(2) 委託対象事業

法定計画を基本とした研究開発であり、以下のすべての要件を満たす事業とすること。

- ① 科学技術イノベーション戦略において、政策課題として掲げられた以下の4つのテーマのいずれかに沿った研究開発であり、それぞれの政策課題の解決に資する新規性・革新性の高い実用化開発であること。

テーマ1	クリーンで経済的なエネルギーシステムの実現に資する技術
テーマ2	国際社会の先駆けとなる健康長寿社会の実現に資する技術
テーマ3	世界に先駆けた次世代インフラの構築の実現に資する技術
テーマ4	産業競争力の源泉としてのICT（情報セキュリティ、ビッグデータ解析、ロボット、制御システム技術等）、ナノテクノロジー（デバイス・センサや新機能材料）、環境技術（地球観測技術や資源循環等）に関する技術

- ② 事業の資金計画について、「委託対象となる複数年の計画全体」で、中小企業等が受け取る額（中小企業等が使用する機械装置等費（購入・改造等及びリース・レンタル）も含む。）が、共同体全体としてNEDOから受け取る委託費の「2/3」以上であること。
- ③ 事業期間終了後、概ね5年以内に実用化が可能な具体的な計画を有すること。

注1) 経済産業省所管以外の技術開発及び原子力に関する技術開発を除く。

注2) 実証段階にあっても、技術開発要素があると認められるものについては、申請可能。（創業等の開発で治験を実施する場合は第Ⅱ相まで申請可能）

(3) 審査項目

原則として、別紙のとおり。

<委託条件>

- (1) 研究開発課題の実施期間

3年度を限度とする。ただし、NEDOと対象事業者との委託契約は1年度毎とする。

(2) 研究開発課題の規模・NEDO負担率

① 委託額

年間1億円以内（下限は1,000万円）

② NEDO負担率

10/10

(3) 採択予定件数

本年度事業予算に応じ5件程度の採択を予定しているが、提案内容の優れているものを採択する。

(4) 本年度事業規模

平成27年度当初予算 510百万円

5. 事業の実施方式

5.1 実施スキーム（別紙参照）

5.2 公募

(1) 掲載する媒体

「中小企業庁ホームページ」、「NEDOホームページ」及び「e-Radポータルサイト」で行う。

(2) 公募開始前の事前周知

公募開始の1か月前にNEDOホームページで行う。本事業は、e-Rad対象事業であり、e-Rad参加の案内も併せて行う。

(3) 公募時期・公募回数

① 橋渡し研究機関の確認申請の受付

平成27年6月（受付開始予定）に1回行う。

② 委託事業実施事業者の公募

平成27年6月（公募開始予定）に1回行う。

(4) 公募期間

① 橋渡し研究機関の確認申請の受付

原則約40日間とする

② 委託事業実施事業者の公募

原則約40日間とする

(5) 公募説明会

橋渡し研究機関の確認申請及び委託事業実施事業者に係る公募説明会を経済産業局の協力を得て開催する。

5.3 採択方法

(1) 審査方法

e-Radシステムへの応募基本情報の登録は必須とする。申請者に対して、必要に応じてヒアリング等を実施する。橋渡し研究機関の要件該当の確認及び委託事業者の採択審査委員会は非公開のため、確認及び審査経過に関する問い合わせには応じない。

① 橋渡し研究機関について

NEDOにおいて、申請があった機関が要件に該当するか否かを確認し、該当する機関を橋渡し研究機関とする。

② 委託事業について

委託事業実施事業者の審査・選定は、公募要領に合致する応募を対象に、NEDOが設置する審査委員会(外部有識者で構成)で行う。審査委員会(非公開)は、提案書の内容について外部専門家(学識経験者、産業界の経験者等)を活用して行う評価(技術評価及び事業化評価)の結果を参考にし、本事業の目的の達成に有効と認められる委託事業実施事業者を選定した後、NEDOはその結果を踏まえて委託事業実施事業者を決定する。

(2) 公募締切から採択決定までの審査等の期間

実施事業者の公募締切から、60日間とする。

(3) 確認・採択結果の通知

橋渡し研究機関の確認及び委託事業の採択結果については、NEDOから申請者に通知する。なお、橋渡し研究機関が要件を満たさない場合及び不採択の場合は、その明確な理由を添えて通知する。

(4) 確認・採択結果の公表

要件を満たすことが確認された橋渡し研究機関及び採択された研究開発課題については、申請者の名称、研究開発課題の名称・概要等を公表する。

6. その他重要項目

6. 1 評価

(1) 審査方法

中間評価及び事後評価において、以下に掲げる事後評価項目に基づき、研究開発課題について助成事業開始当初の事業計画に対する達成度等を評価する。

中間評価の結果は、28年度の事業継続の判断に反映する。

なお、評価にあたり、評価委員会(外部有識者で構成)を開催し、委託事業者に資料の作成及びプレゼンテーションの実施を依頼する場合がある。

【事後評価項目】

<技術評価>

- i) 助成事業期間中の達成目標に対する実績
- ii) 助成事業期間中の目標達成に向けた技術課題の認識、研究開発の手法の妥当性
- iii) 費用対効果
- iv) 助成事業期間終了後の研究開発の課題認識及び解決手段の妥当性
- v) 助成事業期間終了後の研究開発計画の妥当性

<事業化評価>

- i) 公共性
- ii) 市場ニーズの把握
- iii) 開発製品・サービスの優位性
- iv) 事業化体制
- v) 事業化計画の信頼性

(2) 評価実施時期

適切な時期に実施する。

7. スケジュール

7. 1 本年度のスケジュール

平成27年5月下旬	国とNEDOとの間で業務委託契約を締結 橋渡し研究機関・実施事業者の公募等予告
平成27年6月下旬	橋渡し研究機関の確認申請の受付開始 実施事業者の公募開始
平成27年7月上旬	公募説明会
平成27年8月上旬	橋渡し研究機関の確認申請の受付終了 実施事業者の公募締切
平成27年9月中旬	契約・助成審査委員会
平成27年9月末	確認された橋渡し研究機関の公表 実施事業者の採択決定

8. 実施方針の改定履歴

平成27年4月 制定

(別紙)

4. 2 事業方針(3) 審査項目

① 政策意図に関する評価項目

項目	審査基準
政策課題への対応	・科学技術イノベーション総合戦略に掲げられる政策課題に対応し、公的機関での活用が見込まれること。
地域経済活性化への貢献	・地域資源を活用し技術開発が実施されることにより、地域経済の活性化への貢献が特に見込まれること。
橋渡し研究機関との連携による効果	・橋渡し研究機関との共同研究により、自社単独では成し得ないイノベーションの創出への貢献が見込まれること。
過去にNEDO等が実施した事業との関連	・NEDO等が実施した技術開発事業の成果を活用したものであり、当該助成事業の実施により、その成果の実用化が加速すると認められること。

② 技術に関する評価項目

項目	審査基準
基となる研究開発の有無	・提案の実用化開発の基となる技術開発の成果(実験データ等)が明確に示されていること。また、提案の実用化開発のシーズについて基礎的な検討が十分に行われていること。
技術の新規性及び目標設定レベルの程度	・新規性のある技術であって、国際的に見ても目標設定のレベルが相当程度高いこと。
特許・ノウハウの優位性	・申請者(企業)が開発商品に関する優位性のある特許及びノウハウを保有していること。あるいは、大学等の共同研究先や協力企業等からのライセンス供与が確実であること。
目標、課題、解決手段の明確性	・本事業における目標値、技術課題及び解決手段が明確であること。
費用対効果	・研究計画に要する費用(助成金の使用計画)が適切であり、費用対効果(助成金額と得られる事業化効果など)が高く、助成規模に応じて効果(社会的必要性など)が十分に期待できること。
研究計画の妥当性	・予定期間内に計画された技術的課題が解決される可能性が高いこと。

③ 事業化に関する評価項目

項目	審査基準
公共調達の可能性	・これまでの調達入札等の実績や調達スペックに照らして、将来の公共調達への参加が期待できること。
市場ニーズの把握	・市場ニーズを具体的に把握(ユーザーとの接触、市場調査等)していると共に、それを反映させた開発目標の設定がなされていること。
開発製品・サービスの優位性	・市場ニーズを踏まえて、開発した製品・サービスが競合製品等と比較して優位(性能、価格等)であること。将来の市場において相当の占有率が期待できること。

事業化体制	・技術開発体制のみではなく、事業化をするために適切な体制となっていること。
事業化計画の信頼性	・事業期間終了後概ね3年以内に実用化が達成される可能性が高いことを示す具体的かつ的確な事業化計画を提案し、予想されるリスク（市場変動、技術変革等）などへの対策が盛り込まれていること。
採用予定先（取引先）等との連携	・事業化に向けて開発された技術の採用予定先（取引先）等との連携がされていること。

「橋渡し研究機関」の要件

以下のア) 及びイ) の両方を満たすこと。

ア) 国の研究機関、独立行政法人、公設試験研究機関（以下、「公設試」という。）に該当する日本国内に立地する公的研究機関及び大学であること。

※ この事業において、公設試とは、地方公共団体に置かれる試験所、研究所その他の機関（学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第2項に規定する公立学校を除く。）及び特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）であって、試験研究に関する業務を行うものをいいます。

※ 大学とは、国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第68条第1項に規定する公立大学法人及び私立学校法第3条に規定する学校法人が設置する大学をいいます。

イ) 以下の i) ～ v) の取組のすべてを既に実施している、あるいは、近い将来（概ね1年以内）に取組を実施する予定であること。

i) 橋渡し業務を主要ミッションとして位置づけていること。

ii) 職員への目標設定やインセンティブ付与による意識付けなどにより、受託研究収入等の民間企業からの資金受入の増加に向けた仕組みを整備していること。

iii) 民間企業に対する技術相談業務、技術指導業務や企業との意見交換等において収集される情報を集約・分析すること等を通じて産業界のニーズ等を把握し、これを所内の活動内容に反映するための仕組みを整備していること。

iv) 貴組織以外の研究機関との人材交流や内外への職員の研修参加など、広く技術シーズやノウハウを取り入れるための仕組みを整備していること。

v) 受託研究等によって生じる知的財産権の取扱についての検討体制や契約書のひな形等の規程類を整備していること。

※ 「橋渡し業務」とは、中小企業者等及び組合等に当該研究機関が有する技術シーズを移転することでビジネスにつなげることや、中小企業者等及び組合等が保有する技術を当該研究機関の能力を活用して迅速かつ着実に実用化することを通じて、中小企業者等の技術力向上や生産方法等の革新等を実現する業務のことをいいます。

別紙) 事業スキーム図

